

医療助成費の自動償還を行っています

平成31年4月診療分から、医療証を使って支払った医療費の額が月の上限額を超過した場合、一度手続きすればその後は手続きなしに自動で払い戻しを行う、自動償還を行っています。

自動償還を希望される方は、医療費の払い戻し申請のため医療助成費支給申請書を提出いただく際に同意いただくことで、自動償還の対象となります。なお、自動償還は申請書を償還事務センターが受付した月の診療分から開始します。

払い戻しができるのは、対象となる診療月の約5か月後になります。

なお、診療月の約5か月後の払い戻しとなるのは、医療機関等からのレセプトが診療月の翌月10日までに提出された場合のみです。(レセプトの提出が遅れた場合には、払い戻し申請が必要となります。) 念のため、領収書は保管していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次の場合は、自動償還の対象となりませんのでご注意ください

これまでどおり領収書を添付して償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

- ・大阪府外の医療機関などを受診したとき
- ・医療証の申請をしてから交付までの間に、医療証が使えずに自己負担を支払ったとき
- ・急病のときや旅行先などで、やむを得ず医療証を使わずに受診したとき
- ・治療上必要と認められた補装具、小児弱視の治療用眼鏡等の費用を支払ったとき
- ・入院時の食事療養費

自動償還を開始するには

府外受診や限度額を超えた場合などの医療費の払い戻し申請があるときに、自動償還の同意事項の記載がある『大阪市医療助成費支給申請書』に必要事項を記入し、《申請に必要なもの》を添付し提出することで自動償還の対象となります。

※『大阪市医療助成費支給申請書』のみの受付はできません。

《申請に必要なもの》

- ・大阪市医療助成費支給申請書
※ 必ず自動償還についての記載があるものを使用してください。
- ・病院・薬局などの領収書原本
- ・預金通帳の写しなど、振込先が確認できるもの

こんなときはあらためて申請をしてください

自動償還の計算ができず、振込みができない場合があります。

- 1 受給者番号が変更になったとき
 - ①大阪市内で引っ越しをしたとき
 - ②制度移行をしたとき(こども⇒重度障がいなど)
 - ③医療証の再取得をしたとき など
- 2 振込先口座を変更するとき(医療費助成対象者が死亡した場合も含む)

申請書の問合せ先・送付先

大阪市医療助成費等償還事務センター

住所：〒530-0035 大阪市北区同心1-5-27 大阪市北区北総合福祉センター3階

電話番号：06-6351-8200 ファックス：06-6351-8220

医療費の払い戻し申請の詳細については HP

大阪市 償還事務センター

検索